

江別市地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成 28 年 7 月 26 日

市 長 決 裁

(設置)

第 1 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議し、市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため、江別市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関すること。
- (2) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること。
- (3) 形成計画の策定及び変更に関すること。
- (4) 形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様等に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市職員
- (2) 公共交通事業者
- (3) 道路管理者
- (4) 公安委員会
- (5) 地方公共交通の利用者
- (6) 学識経験者
- (7) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議に出席することができない委員は、あらかじめ会長に代理人の氏名等を報告することにより、当該委員の属する団体又は機関に属する者を代理人として出席させることができる。ただし、公募により委員となった者については、この限りでない。
- 5 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見等を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、協議会委員のうちから会長が指名する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、委員長は、専門委員会の委員の互選により定める。
- 4 委員長は、専門委員会の会務を総括する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、専門委員会の委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 この要綱に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

(庶務)

第7条 協議会及び専門委員会の庶務は、企画政策部政策推進課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年7月26日から施行する。
(江別市地域公共交通会議設置要綱の廃止)
- 2 江別市地域公共交通会議設置要綱（平成26年8月15日市長決裁）は、廃止する。
(会議の招集の特例)
- 3 この要綱による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（抜粋）

（協議会）

第六条 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する地方公共団体は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県（第一項の規定により協議会を組織する都道府県を除く。）は、地域公共交通網形成計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。